

気象業務法の一部を改正する法律案要綱

第一 気象庁による地震動及び火山現象の予報及び警報の実施

一 気象庁は、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならないものとする。 （第十三条第一項関係）

二 気象庁は、地象の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならないものとする。 （第十五条第一項関係）

第二 気象庁以外の者に対する地震動及び火山現象の予報の業務の許可

気象庁以外の者が地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないものとする。 （第十八条第一項及び第十九条の二関係）

第三 気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報の制限

気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないものとする。 （第二十三条関係）

第四 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則関係

一 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第六条及び第七条関係)